平成２２年（再イ）第４５号
青森市大字飛鳥字福浦16番地28
再生債務者　蝦名　和真
１　決議に付する再生計画案　平成22年10月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年11月24日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年11月24日まで
平成22年10月27日
青森地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第３４号
静岡県三島市萩135番地
再生債務者　平出　　均
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年10月27日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再口）第２６号
埼玉県戸田市川岸２丁目２番１―1209号
再生債務者　奥重　裕貴
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年11月30日から平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再口）第１０００９号
長崎県長崎市大宮町１番１号
再生債務者　谷口　　久
１　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年12月１日から平成22年12月15日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再口）第５号
大阪府岸和田市小松里町1087番地奥村ハイツ102号
再生債務者　猪川　　惠
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年11月30日から平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再口）第３号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1288番地の１　２Ｆ
再生債務者　宜保　盛之
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年12月７日から平成22年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再口）第１０００６号
東京都三鷹市北野４丁目６番15号
再生債務者　露崎　健司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月９日まで
平成22年10月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再口）第４号
北海道北斗市谷好２丁目10番３号
再生債務者　塩谷　大二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月17日まで
平成22年10月27日　　函館地方裁判所

平成２２年（再口）第３号
宮城県石巻市馬鞍字百目木66番地１
再生債務者　今野　信博
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月17日まで
平成22年10月27日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２２年（再口）第１号
三重県松阪市小黒田町539番地７
再生債務者　本地　伸行
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月17日まで
平成22年10月27日　　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（再口）第７６号
大阪府寝屋川市萱島南町21番１―703号
再生債務者　原田　成輝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月24日まで
平成22年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再口）第２１号
大阪府河内長野市旭ケ丘17番17号
再生債務者　髙橋　真一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月24日まで
平成22年10月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再口）第１号
京都府舞鶴市字南田辺３番地の21
再生債務者　川口　和彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月29日まで
平成22年10月27日　京都地方裁判所舞鶴支部

平成２２年（再口）第１００５６号
東京都江東区北砂３―４―36―301
再生債務者　長森　威之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月９日まで
平成22年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再口）第１００６３号
神奈川県横浜市港南区最戸１―16―25―303
再生債務者　高橋　良典
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月９日まで
平成22年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再口）第１００３８号
東京都江戸川区上一色２―７―５―501
再生債務者　前橋　光好
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月10日まで
平成22年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再口）第５号
青森市大字浜田字玉川247番地59
再生債務者　坂上　佳苗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月27日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再口）第１０００２号
長崎県雲仙市小浜町山畑1717番地
再生債務者　本田　未央
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月27日
長崎地方裁判所島原支部再生係